

明石市石ヶ谷墓園産業廃棄物収集運搬業務委託（単価契約）仕様書

本仕様書は、明石市（以下「委託者」という。）が委託する明石市石ヶ谷墓園産業廃棄物収集運搬業務委託（単価契約）の仕様を定めるものであり、受託者は本仕様書に基づき、誠実に業務を遂行するものとする。

1 目的

本仕様書は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」並びに関係法令に従い、明石市石ヶ谷墓園から排出される墓石の処理を受託者が受託し、適正に処理することを目的とする。

2 排出予定数量及び必要な情報等

産業廃棄物の種類	がれき類
具体的な種類	墓石（彫なし）
年間予定数量	400 t
発生工程	業 務
性状及び荷姿	固形状
腐敗・揮発等性状の変化に関する事項	なし
混合等により生じる支障	なし
日本工業規格C0950号に規定する含有マークが付された廃製品の有無	なし
石綿含有産業廃棄物、特定産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等の有無	なし
その他の注意事項	本仕様書記載事項を参照

※ 予定数量は推計値であり、この数量を保証するものではない。

3 契約の種類

単価契約

- (1) 収集運搬業務とは、現場調査費、調整費、収集運搬費（積み込みを含む）、マニフェスト費等の経費を含むものとする。
- (2) 収集運搬は、実際の排出量に契約単価を乗じたものとする。なお、1tに満たない部分については、協議によるものとする。

（収集運搬）

産業廃棄物区分	単位	予定収集 依頼量
『がれき類』	1 t あたり	400t

※ 予定収集依頼量は推計値であり、この数量を保証するものではない。そのため実際の依頼量と異なる可能性があるが、その場合においても委託単価の増減は行わない。

4 収集委託する施設及び処分先

収集委託する施設…石ヶ谷墓園（仮置き場） 明石市大久保町松陰 1466 番地
処分先…加西砕石株式会社 加西市山下町 2354 番地の 12

5 履行期間

契約日の翌日から令和 5 年 3 月 31 日まで

6 業務内容

- (1) 受託者は墓地区画から排出され、仮置き場に集積された墓石を、関係法令等を遵守のうえ、適正に収集・運搬を行う。
- (2) 収集運搬業務には積み込み作業を含むものとする。
- (3) 積込時に受託者は実際に受領した廃棄物の量を提示し、委託者との協議のうえこれを決定する。
- (4) 受託者が積み替え保管を行う場合は、委託者の産業廃棄物と他人の産業廃棄物との混合は認めないため、分別が可能な状態とすることとする。
- (5) その他、産業廃棄物管理票（マニフェスト）を適切に運用するとともに、関係法令等を遵守のうえ適正に収集、運搬、処分を行う。

7 資格等

- (1) 「産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律」同法第 14 条第 1 項の規定に基づく産業廃棄物収集運搬業の許可を、今回業務を行う区域を管轄する都道府県知事から受けていること。
- (2) 産業廃棄物収集運搬業者は、「がれき類」の取扱許可を受けていること。
- (3) 受託者は、産業廃棄物処理の許可を受けたことを証明する書類を委託者に提出し、確認を受けなければならない。契約後、変更があった場合も同様とする。
- (4) 受託者は、産業廃棄物の収集を他人に委託してはならないが、やむを得ず委託する場合には、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第 6 条の 12 に基づく基準を満足するとともに適正に書類手続きを行うこと。

8 作業管理等

- (1) 石ヶ谷墓園での収集（積み込み・搬出）作業にあたっては、墓参客等に怪我等を負わさぬよう細心の注意を払うこと。
- (2) 法令等を遵守したうえで安全に業務を行うこと。
- (3) 作業写真として、積込作業時・積込完了時（各車両搬出時）・処分地搬入時（各車両搬入時）に車番も分かるように撮影し、産業廃棄物管理票ごとに提出すること。
- (4) 墓石撤去後の置き場は、周辺地盤の整正まで行うものとする。

9 委託料の支払い

- (1) 受託者は、委託者への処分の業務終了報告後、当該費用を請求するものとする。

- (2) 委託者は、請求書等が適正であると認めた場合、請求のあった日から30日以内に委託料を支払うものとする。
- (3) 産業廃棄物の収集・運搬に関する料金は、単価（税抜）に数量を乗じ、これにより得た額に消費税及び地方消費税相当額を加算して算出する。なお、当該料金に端数が生じた場合、1円未満は切り捨てるものとする。

10 その他

- (1) 収集運搬及び処分作業で必要となるマニフェスト書類（様式）は受注者で用意すること。（積込作業時には、車両ごとに明石市担当者が確認（記載）を行う予定である。
- (2) 墓園内の仮置場に、墓石のほか、土砂、金属、コンクリート殻等がそれぞれ集積されているが、積込作業にあたり、彫なし墓石が集積された区画内であっても彫あり墓石が混入していることがあるため、彫あり墓石は細心の注意をもって取り除くこと。（処分地との取り決めで、彫あり墓石が混入したことが判明した場合、契約解除となる可能性がある）
- (3) この仕様書に定めのない事項に関しては、委託者・受託者協議の上決定する。